

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 工 事 件 名 | 函館地方合同庁舎 ハロゲン化物消火剤貯蔵容器・容器弁取替工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 函館市新川町 25 番 18 号 函館地方合同庁舎 |
| (3) 工 事 概 要 | 仕様書のとおり |
| (4) 工 事 期 間 | 契約締結日から平成 30 年 1 月 31 日まで |

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。
- (3) 平成 29・30 年度財務省北海道地区競争参加資格において、業種区分が「消防施設工事」の B 又は C 等級に格付されている者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であって、手続開始の決定後、上記(3)の競争参加資格について再審査を受けた者は除く。)でないこと。
- (5) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び現場代理人を工事現場に配置することができること。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (7) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 次の資格を有する社員を配置できる者であること。
消防法に規定する消防設備士(甲種第 3 類)
- (10) 下記 5 の入札説明書等の交付を受けた者であること。

3. 入札心得書、契約条項及び仕様書を示す場所

函館市新川町 25 番 18 号 函館地方合同庁舎 6 階 函館財務事務所 掲示板

4. 開札の場所及び日時

函館市新川町 25 番 18 号 函館地方合同庁舎 6 階 函館財務事務所 会議室
平成 29 年 9 月 28 日(木) 10 時 00 分

5. 入札説明書等の交付場所及び期間

函館市新川町 25 番 18 号 函館地方合同庁舎 6 階
函館財務事務所 総務課 合同庁舎管理係
公告の日から平成 29 年 9 月 25 日(月)までの土曜、日曜及び休日を除く 8 時 30 分から 12 時 00 分及び
13 時 00 分から 17 時 15 分までとする。

6. 入札保証金 免除

7. 契約保証金 納付（請負金額の10分の1以上の額）
ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
8. 入札の無効
上記2に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。
9. 言語及び通貨
入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
10. 消費税に関する事項
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税込み）の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
11. 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
12. 契約書作成の要否
契約書の作成を要する。
13. その他
本工事に競争参加するため新規に参加資格を得ようとする者は、平成29年9月14日（木）までに「一般競争参加資格審査申請書」を提出すること。なお、申請書の提出は持参によること。

以上公告する。

平成29年9月7日

分任支出負担行為担当官

北海道財務局函館財務事務所長 石井克憲